

## 確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は  
1 から 3 のとおりです。

令和 8 年 4 月 28 日

広島県北部総務事務所長 八 剣 学  
(広島県北部農林水産事務所)

工事（業務）名	令和 7 年度 災害関連緊急治山事業 溪間工事 No. 1
入札方式	一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別	土木一式工事
公告日又は指名通知日	令和 8 年 4 月 17 日
入 札 日	令和 8 年 5 月 13 日～令和 8 年 5 月 14 日
開札予定日	令和 8 年 5 月 15 日

- 1 公告変更（様式 2）  
1 件
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）  
—
- 3 修正事項等（様式 4）  
—

# 公 告

令和 8 年 4 月 17 日付け公告「令和 7 年度 災害関連緊急治山事業 溪間工事 No. 1」の「2 入札参加資格」を次のとおり変更する。

令和 8 年 4 月 28 日

広島県北部総務事務所長 八 剣 学  
(広島県北部農林水産事務所)

# 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下同じ。）第16条の規定により公告する。

入札者は1から5の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和8年4月17日

広島県北部総務事務所長 八 剣 学  
(広島県北部農林水産事務所)

## 1 発注内容等

(1) 工事名	令和7年度 災害関連緊急治山事業 溪間工事 No. 1
(2) 工事場所	庄原市 総領町 亀谷 牛谷
(3) 工事概要	溪間工 1個 No. 3谷止工（コンクリート） L=33.5m、H=8.0m、V=636.8m <sup>3</sup>
(4) 工期（予定）	工事着手日から令和9年2月26日まで（約9か月）
(5) 予定価格	当該工事の契約締結後に公表（事後公表）
(6) 落札者の決定方法	建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による低入札価格調査制度対象（変動型調査基準価格適用案件） ――
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第14条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項21）
(9) 契約後VE	対象（共通事項18）
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、総合評価に係る技術資料とともに提出すること（公告3(5)・(8)及び共通事項7）。それ以外の場合は、開札後に提出を求める（公告3(8)及び共通事項7）。
(11) 契約担当職員	広島県北部農林水産事務所長 芥川 雅洋
(12) 電子契約	対象（別記「電子契約に関する事項」による。） ――
(13) その他	――

## 2 入札参加資格

共通事項 4 (2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
(1) 令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格	ア 認定が必要な業種	土木一式工事
	イ 格付等級	A又はB
	ウ 平均工事成績点	—
	エ 災害復旧工事等	—
(2) 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地	格付等級A又はBである者：庄原市内に主たる営業所を有する。	
(3) 年間平均完成工事高	2 (1)アに定める業種について 100,000,000 円以上	
(4) 特定建設業許可の要否	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。	
(5) 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。	(一社) 広島県森林協会	
技術要件		
(6) 元請施工実績		
ア 種類（及び規模）	土木一式工事であって、共通事項 4（6）に定める治山工事、河川・砂防改修工事又は急傾斜地崩壊対策工事であるもの。	
イ 完成検査	平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 16 日までの間に完成検査を受けていること。	
ウ その他	県内における公共工事等（広島市及び福山市以外の市町、又は市町等に準じる団体が発注した工事を除く。また、令和 5 年 4 月 1 日以降に広島県水道広域連合企業団が発注、又は完成検査を行った工事を除く。）に限る。	
(7) 配置予定技術者		
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。	
イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。	
ウ 経験	—	
エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用	認める。ただし、共通事項 6 (1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。	

- (注) 1 (1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 2 (2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 3 (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- 4 (5)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
  - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
- 5 (7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 6 (6)及び(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。

### 3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1)設計図書の閲覧	令和8年4月17日から 令和8年5月12日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	広島県庄原庁舎第三庁舎1階閲覧室 （庄原市東本町一丁目4-1）
(2)設計図書の販売	—	—
(3)設計図書に係る質問	令和8年4月17日から 令和8年5月1日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	広島県北部総務事務所総務第二課 （庄原市東本町一丁目4-1） 書面を持参により提出
(4) 質問に対する回答書の閲覧	令和8年5月12日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(1)の場所において閲覧に供する。 広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。
(5) 総合評価に係る技術資料の提出	—	—
(6)入札	令和8年5月13日午前9時から 令和8年5月14日午後4時30分まで  ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和8年5月13日午後4時30分から 令和8年5月14日午前9時までを除く。	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(3)に同じ。）
(7)開札	令和8年5月15日午前10時00分	広島県北部総務事務所総務第二課
(8) 資格要件確認書類の提出	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	電子入札システムにより提出（共通事項7） （書面を提出する場合の提出場所は(3)に同じ。）

(注) 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

### 4 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2(1)に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について記入し、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）に入札者の商号又は名称、工事名を記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

### 5 問合せ先

(1) 工事等に関する問合せ先

広島県北部農林水産事務所林務第一課（庄原市東本町一丁目4-1 電話 0824-72-2015 内線 2150）

(2) 入札手続に関する問合せ先

広島県北部総務事務所総務第二課（庄原市東本町一丁目4-1 電話 0824-72-2015 内線 3202）

(3) 契約手続に関する問合せ先

広島県北部総務事務所総務第二課（庄原市東本町一丁目4-1

電話 0824-72-2015 内線 3202 ファクシミリ 0824-72-7340

メールアドレス sjnsoumu2@pref.hiroshima.lg.jp)